

居宅介護（介護予防）
住宅改修費支給申請マニュアルについて

令和5年9月29日
志摩市介護・総合相談支援課

目次

1.住宅改修費の概要と目的	2
(1) 対象者	2
(2) 対象となる住宅	3
(3) 利用限度額	3
(4) 対象となる住宅改修	4
(5) 住宅改修を進める前に	5
2.申請手続き	7
(1) 手続きの流れ	7
(2) 住宅改修が必要な理由書について	8
1) 概要	8
2) 利用者の身体状況	8
3) 介護状況	8
4) 住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	8
5) 福祉用具の利用状況と住宅改修の後の想定	9
6) 改善しようとしている生活動作・具体的に困難な状況	9
7) 改善目的・期待効果をチェック、改修の方針	9
8) 改修項目	10
(3) 工事写真および図面、見積書について	10
1) 工事写真	10
2) 図面	10
3) 見積書	11
3.Q&A	12
①申請について	12
②対象工事について	13
4.参考資料	

1. 住宅改修費の概要と目的

介護保険でいう住宅改修費とは、住み慣れた住宅で生活が続けられるよう、利用者本人の自立を支援する、要介護状態になることをできる限り防ぐ（予防する）、あるいは悪化しないようにする、介護者への負担を軽減するために現在住んでいる住宅を住みやすい環境に整えるものです。

介護保険制度では、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が、手すりの取付けや段差解消などの対象となる住宅改修を行い、身体状況や住宅状況等から必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

また、住宅改修費の支給には、着工前に申請が必要です。ひとたび住宅改修を行うと、簡単にやりなおしできません。そこで事前に提出される書類および申請書で保険給付として適当かどうかを確認します。

住宅改修の目的は、居宅生活の自立または継続 および 介護者の負担軽減です。それらに必要なことは、「日常生活動作」を容易にすることです。

「日常生活動作」とは・・・

食事、移動、入浴、排泄などに関する移動や介助といった必要最小限の生活動作のことです。

介護保険の住宅改修は、これらを容易にするためという目的でなければなりません。

(1) 対象者

要支援1・2、要介護1～5と認定され、自宅で生活されている方。

※要介護認定申請中の方

認定審査中に、事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は、認定結果が出た後に支給されます。

なお、認定結果が「非該当」の場合、住宅改修費は支給されません。

※病院や施設に入院（入所）の方

退院（退所）が決まっていれば、入院（入所）中に、事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は、退院（退所）後に支給されます。なお、退院（退所）されないことになった場合、住宅改修費は支給されません。

また次の点にご注意ください。

- ①退院（退所）し、自宅に戻ってから支給申請（工事完了の届）をしてください。
- ② 入院（入所）中に資格喪失した場合は、事後支給申請はできません。
- ③ 住宅改修から2年経過しても支給申請ができない場合は、時効となり、請求できません。

(2) 対象となる住宅

要支援1・2、要介護1～5と認定された方が居住している住宅。

ただし、被保険者証に記載されている住所の住宅のみが対象となります。

(3) 利用限度額

対象となる費用は、20万円が限度となります。ただし、対象費用には負担割合に応じ負担割合に応じた自己負担があるため、自己負担割合に応じて支給上限が異なります。1割負担の場合は、18万円、2割負担の場合は、16万円、3割負担の場合は、14万円です。（平成30年8月以降）

例1) 対象工事費が25万円の場合 ※1割負担の場合

住宅改修支給額 18万円（20万円の9割）

自己負担額 7万円（20万円の1割負担+20万を超えた額）

例2) 対象工事費が10万円の場合※2割負担の場合

住宅改修支給額 8万円（10万円の8割）

自己負担額 2万円（10万円の2割負担）

残額は、次回利用可能です。複数回にわけて利用できます。

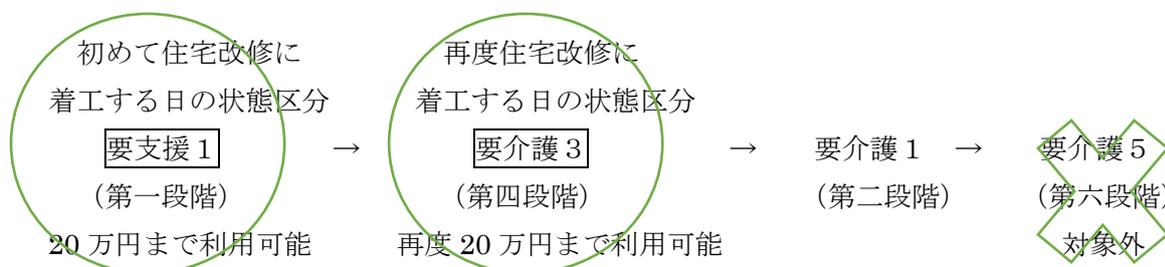
※住宅を転居した場合や「介護の必要の程度」の段階が3段階以上（下表参照）重くなった場合は、再度20万円まで利用することができます。（3段階リセット）

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 または 要介護1
第一段階	要支援1 または 経過的要介護

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要介護 2 (第三段階)	要介護 5 (第六段階)
要支援 2・要介護 1 (第二段階)	要介護 4 (第五段階) 要介護 5 (第六段階)
要支援 1 (第一段階)	要介護 3 (第四段階) 要介護 4 (第五段階) 要介護 5 (第六段階)

例

3段階リセットの例外は、同一住宅・同一の被保険者につき1回限りですので、再び「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても適用されません。



※初回分の住宅改修について支給限度基準額の残高があっても、追加分に持ち越されません。

(4) 対象となる住宅改修

① **手すりの取付け**

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手すりの取付け

【対象外：固定されていない家具への手すりの取付けなど】

② **段差の解消**

スロープを設置する工事、敷居の撤去、浴室の床のかさ上げ など

【対象外：昇降機、リフト、段差解消機を設置する工事など】

③ **滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更**

居室における畳から板製床材への変更

浴室やトイレにおける滑りにくい床材への変更など

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替え
扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置 など

引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ低廉に抑えられる場合は、引き戸の新設も対象となります。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替え（洗浄機能、暖房機能等の付いた洋式便器も可）

【対象外：洋式便器から洗浄機能付洋式便器への変更など】

⑥ その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事

(5) 住宅改修を進める前に

1) 改修をする目的や改善したい具体的な目標を明確にしましょう。

改修の目的は、日常生活動作（排泄、入浴、外出など）に本人の能力を活かし、自立した生活を継続するもの、要介護状態を予防するもの（悪化を防ぐもの）、また、介護者の負担軽減を図ることです。

「安くできるから・・・」「ここにあったらいいな・・・」といったあいまいな理由で改修すると、使いづらかったり、かえって邪魔になったりすることもあります。改修後は、簡単にやりなおしできるものではありませんので、無駄な改修は避けましょう。

2) 各部屋や家具の配置変更、福祉用具の利用を検討しましょう。

今までどおりの生活スタイルも大切ですが、居室を変えたり、家具の配置を変えたりすることで改善する場合があります。費用も最小限に抑えることができます。

また、福祉用具の購入や貸与をうまく活用しましょう。

例) 2階にある寝室を1階に変える、台所やトイレ、浴室に近い部屋に移動する。

通りやすいように家具の配置を変える。

和式便器に、特定福祉用具で購入できる腰掛便座を置く。など

3) 対象となる改修か確認しましょう。

比較的小規模な工事が前提です。住宅の増築や新たに居室を設ける場合などの住宅の増築は対象となりません。申請されたすべての住宅改修に対して住宅改修費が認められるわけではありません。申請前に対象となる工事か確認しましょう。判断が難しい場合は、志摩市役所までご相談ください。

4) 改修工事をする場所や位置は、利用者本人に合わせましょう。また、専門家に相談しましょう。

設置する場所や位置は、本人の身体状況、生活動線や動作パターンに合わせて、よく検討してください。本人立ち合いの上で、実際に位置を合わせましょう。
また、作業療法士、理学療法士、建築士や福祉住環境コーディネーターなどの専門家、ケアマネジャーなどの意見を聞くことも大変参考になります。

5) 改修後の状況の変化をイメージしましょう。

住宅改修では、小規模な工事とはいえ、家屋の形状が変わりますし、改修後に身体的な状況が変化することも想定されます。

不要になったからと取り外すにも費用はかかります。その費用は、自己負担となります。賃貸住宅の原状回復費も同様です。

例) 歩行が困難になり、歩行器または車椅子を使用することになったが、廊下の手すりが邪魔で通行できないなど

6) 施工業者については、複数社に見積を出してもらいましょう。

介護のための改修は、見積価格だけでなく、本人の身体的な状態に合わせた材質、形状、取り付け方、危険防止のための施工法などの専門的な知識も必要です。

「知り合いだから・・・」「人に勧められたから・・・」ということだけで施工業者を選ぶのではなく、専門知識や対応、見積価格などよく比較してみるのが大切です。

例) 手すりでは、握りの太さや取り付け位置の高さで、使い勝手が違います。

保険者から支給される住宅改修費の財源は、65歳以上の方が納める介護保険料だけでなく、40歳～64歳の方の保険料、国・県・市町村の税金も含まれています。無駄のないよう最も効率の良い方法を考えましょう。

2. 申請手続き

(1) 手続きの流れ

相談

- ・ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談
- ・施工業者の選定や見積書等の書類の作成

事前申請

- ・住宅改修の着工前に、次の書類を介護・総合相談支援課に提出してください。
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費承認申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・見積書
- ・撮影年月日が入った改修予定場所の写真
- ・住宅の平面図
- ・住宅所有者と被保険者が異なる場合は、当該住宅の所有者の承諾書

承認通知

- ・介護・総合相談支援課で事前申請を確認し、不備等がない場合は、承認通知書を交付します。※疑義が生じた際は、現地を事前調査する場合があります。

施工

- ・承認通知を受領後、着工
- ※承認前に着工した場合は、住宅改修費が支給されませんので、ご注意ください。

支給申請

- ・住宅改修の完成後、次の書類を介護・総合相談支援課に提出してください。
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・当該住宅改修に係る領収証及び工事内訳書
- ・撮影年月日が入った改修後の写真
- ・介護保険給付費振込み依頼書（振込口座の名義人が被保険者と異なる場合）

支給

- ・不備がない場合は、介護保険償還払支給（不支給）決定通知書を郵送します。
- ・支給申請書を提出した月の約2～3ヶ月後の月末に指定口座に振込みます。

(2) 住宅改修が必要な理由書について

1) 概要

利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものです。

- ・生活改善の目標から住宅改修の方針決定までには段階があり、その段階を追って作成します。
- ・個々の生活活動ごとに着目することで幅広く生活全般をチェックしながら、困難な生活活動改善のための方針に沿って、改修項目を具体的に記載します。
- ・住宅改修の目的を明確にし、改修後にその目的を達成できたかを評価します。

2) 利用者の身体状況

住宅改修は、利用者本人の身体的状況にあわせて行う個別性が強いものです。健康状態、病状、日常生活動作等については、利用者の了承のもと、主治医やリハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士など）や訪問看護師などから情報を得るなど、関係機関との連携が重要です。

- ・立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体的状況を記述します。また、室内の移動方法（独歩、伝い歩き、杖歩行など）は必ず記載してください。
- ・屋外を改修する場合は、屋外での移動方法を必ず記載してください。

3) 介護状況

どのような介護が提供されているのかは住宅改修の必要性を判断する上で重要となります。住宅改修を行うことにより、想定される介護状況についての記載もあるとさらによいです。

- ・利用している介護サービスだけでなく、家族の介護を含めた介護状況を記載します。
- ・見守り程度の内容であっても、その内容を記載します。

4) 住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

利用者、家族の希望だけにとづいての住宅改修では、自立支援としての効果が認められないものも少なくありません。利用者の身体状況や介護・住環境の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や目的・方針について専門職の立場からの意見を示し、利用者、家族の希望をよく踏まえた上で、納得する内容を取り入れましょう。利用者が、理解し、納得した上で自己決定できるようにすることが重要です。

・利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、継続していきたいかを総合的に記載します。ただ単に、安全に、安心したいではなく、どのような点が自立支援となるか、介護予防（悪化させない）となるのかを明記してください。

5) 福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

利用者の生活状況や介護状況を改善するためには、住宅改修と福祉用具を組み合わせで一体的に検討することが重要です。

・福祉用具の利用状況とともに、住宅改修後、利用が想定される福祉用具を可能な限りチェックします。介護保険で給付される福祉用具に限らず記載します。

6) 改善しようとしている生活動作・具体的に困難な状況

利用者本人の心身状況や動作、介助方法、居住環境の現状を具体的に記載します。改善したい動作をより具体的にどのように改善するかを把握します。可能であれば、利用者本人や介護者に、普段の一連の生活動作を再現してもらいましょう。

・改善しようとしている具体的な動作についてチェックします。

・入浴・排泄・外出活動に関して、浴室・トイレ・玄関までの移動については各活動の欄にチェックします。

・「その他の活動」の欄には、排泄・入浴・外出以外の活動の生活動作を記述します。（例えば、調理：台所までの移動や洗濯：洗濯機からの洗濯物取り出しなど）

・生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の状況を具体的に記載します。

*「本当は～したいのだが、実際には～という状況で～について困っている」など

*立ち上がる、歩く、またぐなど、どのように困難なのか

*生活のどの場面、どの動作が利用者・介護者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつあげていく

7) 改善目的・期待効果をチェック、改修の方針

住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果を明確にします。目的や効果を明確にすることで、利用者や家族も納得して住宅改修に取り組むことができます。

・各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記載します。ただ単に、安全に、安心したいではなく、どのような点が自立支援となるか、介護予防（悪化させない）となるのかを明記してください。

*床から70cmに手すりを設置することで、掴まって台所まで移動ができるようになることで、自立した生活を継続できる。また、筋力の低下を防ぐ

*廊下とトイレの5cmの敷居を撤去して段差をなくすことで、歩行器が使用できるなど

8) 改修項目改修項目

改修内容を工事の種類ごとに整理します。

- ・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、内容を記載します。
- ・改修箇所は、場所だけでなく、「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取付け位置や寸法等具体的に記載します。
- ・その他の欄には、必要に応じた付帯工事を記載します。

(3) 工事写真および図面、見積書について

1) 工事写真

(※) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申請用写真の撮り方参照のこと

改修前・後の確認ができるように、同じアングルで撮影するなど、だれが見てもわかりやすい写真を撮るようにしてください。

- ・必ず日付の入った写真を提出してください。
- ・手すり：原則は、手すり設置予定の全景。改修箇所が変わるように、施工箇所全体がわかるように撮影してください。
- ・段差解消及び路面整備など：段差の状況や路面の全景。

例：居室と廊下の段差解消の場合、居室側からと廊下側からの両方から撮影してください。

- ・扉などの変更：改修が必要な状況を確認できるもの。

例：開き戸から引き戸に変更の場合は、引き戸が確認できるもの。引き戸の拡充の場合は、開口幅が確認できるもの。両側ドアノブ変更の場合は、両者が確認できるもの。

2) 図面

住宅改修の予定の状態が確認できるように、また、利用者本人の生活動線がわかるように記載してください。

- ・設置する手すりや段差解消等の長さ・幅・高さなど具体的に記載してください。
- ・利用者本人の生活動線を記載してください。

3) 見積書

住宅改修の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので記載してください。

・住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合、支給対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれの金額を算出してください。解体費や区分するのが困難な工事科目については、対象範囲で按分し、その根拠を明示してください。

・居宅介護（予防）計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、被保険者に対して説明してください。

3. Q&A

① 申請について

Q1.介護保険要支援・要介護認定の申請をしたばかりです。申請は可能ですか？

A. 認定申請中に事前申請し、住宅改修を行うことはできます。ただし、事前に志摩市役所介護・総合相談支援課までご相談ください。

住宅改修費は、認定結果が出た後に支給されます。また、認定結果が非該当の場合は、住宅改修費は、支給されません。

Q2.現在、入院中でまもなく退院予定です。申請は可能ですか？

A. 入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので住宅改修費が支給されることはありません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことが必要な場合は、事前に住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給申請をすることができます。しかし、退院されなかった場合は、支給申請できませんので、入院中の場合は、事前に志摩市役所介護・総合相談支援課までご相談ください。

Q3.住宅改修の事前申請を行い、住宅改修工事が完了しました。しかし、支給申請書を提出する前に本人が亡くなりました。支給申請できますか？

A. 本人死亡時までの工事完了部分を給付対象として申請できます。存命中に工事がすべて完了している場合は、すべて支給対象となります。

Q4.一時的に子の家で生活しています。子の家には手すりなどがいないため、住宅改修を検討しています。支給対象となりますか？

A. 介護保険の住宅改修は、現に居住する住所地の住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の家に住所地が移っているのであれば、対象宅のみが対象となります。なお、住民票の住所と介護保険被保険者証の住所が異なる場合は、介護保険被保険者証の住所が住所地となります。

Q5.利用者本人または家族等が材料を購入し、住宅改修を行う予定です。支給対象となりますか？

A.材料の購入費のみが支給対象となります。

Q6.複数の要介護者が同一の住宅に居住している場合に、複数の要介護者について住宅改修をしてもいいですか？

A.複数の要介護者それぞれに支給限度額まで申請ができます。ただし、申請の対象となる住宅改修の範囲が、重複しないように、要介護者ごとに申請してください。

② 対象工事について

Q7.庭の手入れをするのが日課で、本人の生きがいです。庭にでる勝手口に手すりをつけたいのですが、対象となりますか？

A.介護保険で行う住宅改修は、「日常生活動作」を助けるためのものです。ここでいう「日常生活動作」とは、在宅での生活を続けていくための不可欠な動作（食事を摂る、トイレへ行く、入浴する、外出する等の本人の身の回りの動作）を指します。仕事や趣味、生きがいなどの生活を充実させるための工事については、介護保険での住宅改修の対象とはなりません。

Q8.玄関に手すりをつけたいのですが、ちょうどよい高さに下駄箱があります。下駄箱に手すりをつけたいのですが、対象になりますか？

A.下駄箱がしっかりと家屋に固定されているものであれば、保険支給の対象となります。やむを得ず下駄箱に設置する場合は、下駄箱自体の強度を確認してください。また、壁が弱く適当な位置に固定できない場合は、補強板を取り付けたり、真ん中に柱などで補強する方法もあります。

Q9.以前に自費で設置した手すりが老朽化したので、既存の手すりを撤去し、新たに手すりを設置したいのですが、対象になりますか？

A.単に老朽化したことが原因である場合は、住宅改修の対象となりません。

Q10.玄関から道路まで距離があり、砂利敷きのため歩行や車いすの移動が困難です。対象となりますか？

A.玄関から道路までの改修も、住宅改修の範囲として支給対象となります。歩行や車いす移動の円滑化を目的とした舗装や、歩行の際の転倒防止を目的とした手すりの設置などが考えられます。ただし、新たに通路を設けることや景観のための工事は対象にはなりません。

Q11.玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置して、居室から野外へ出るための段差解消を行う場合、給付の対象の対象となりますか？

A.玄関からの出入りが困難な理由があり、居室から屋外へ出るための段差解消として行う場合は、給付対象となります。事前にご相談ください。

Q12.浴室の床の段差を解消するために、すのこを浴室に設置する場合は、給付の対象となりますか？

A.浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室すのこに該当するため、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

ただし、既製品の加工または特注のすのこを作成の上、ねじ止め等取付け工事で固定する場合に、給付の対象となります。

Q13.壁であったところを一部取り払い、出入り口の扉を新設する工事は、対象となりますか？

A.扉の新設は対象となりません。新築工事や増改築工事は認められません。

Q14.扉そのものは取替えないが、右開きを左開きに変更する工事は給付の対象となりますか。

A.扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて扉の性能を替えたのであれば、給付の対象となります。また、ドアノブをレバー式等に変更した場合も給付の対象となります。その際は、理由書に取替えが必要な具体的な理由を記載してください。

Q15.現在使用している和式便器を取り壊し、新たに洋式便器を設置した場合は、住宅改修の支給対象となりますか？

A.和式便器のトイレを取り壊し、洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取替えたことになるため、住宅改修の対象となります。しかし既存の和式便器のトイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えにあたらないため、住宅改修の対象とはなりません。

Q16.便器の取替えに伴う給排水設備工事は、給付の対象となりますか？

A.くみ取り式の和式便器を水洗式の洋式便器に交換する場合には、便器本体とともに水洗化工事が行われます。この場合の、水洗化工事は給付の対象ではありません。

便器の取替えに付帯する給排水工事は、既に水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事が対象となります。

Q17.男性用・女性用それぞれ個室にある和式便器を一つの洋式便器に改修する場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費は、付帯工事となりますか？

A.便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は、洋式便器に取り換えたことによるスペースの確保が必要な場合、または、介助のためのスペースの確保が必要な場合のみ対象となります。

Q18.要介護者の身体状況に適應するように洋式便器の向きを変える工事は給付の対象となりますか？

A.給付の対象となります。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 申請用写真の撮り方について

目次

1 諸注意	
（1）日付について	P 1
（2）既存の家具やカーペット等について	P 1
（3）メジャーを使用した撮影について	P 2
2 介護保険制度の住宅改修	
（1）手すりの設置	
ア 新規手すりの設置	P 3
イ 既存手すりの変更（高さ・太さ等）	P 4
（2）段差の解消	
ア 敷居の撤去	P 5
イ 床のかさ上げ／かさ下げ	P 6
ウ スロープ・踏み台の設置	P 7
エ 洋式便器の高さの変更	P 8
オ 浴槽の深さの変更	P 9
（3）床材の変更	
ア 屋内の床材変更	P 1 1
イ 屋外の通路面変更	P 1 2
（4）扉の取替	
ア 扉本体の取替	P 1 3
イ ドアノブの取替	P 1 4
（5）便器の取替（和式→洋式）	P 1 5

1 諸注意

(1) 日付について

工事前後の時系列の確認のため、提出写真は全て撮影時の日付（年・月・日）を入れていただく必要があります。原則は工事看板ですが、デジタルカメラの日付機能で挿入された日付でも可能です。

日付なし、オートシェイプ等で後から挿入、等は認められませんのでご注意ください。



(2) 既存の家具やカーペット等について

撮影の際は施工箇所全体が写っている必要があります。既存の床材やスペースの確認のため、カーペットや家具等を移動・撤去した状態にして撮影してください。

工事直前でなければ撮影できない場合は、窓口にてその旨お伝えください。



(3) メジャーを使用した撮影について

ア 高さや幅を測る写真は、メジャーが接地していることがわかるアングルで撮影してください。段差越しにメジャーを撮影した写真は、不可となります。



イ 遠距離の撮影でメジャーの目盛が正確にわからない場合は、目盛部分を拡大して撮った写真も併せて提出してください。



(1) 手すりの設置

ア 新規手すりの設置

<工事前> 手すり設置予定箇所の全体を撮影してください。また、設置理由となるもの（扉、段差、トイレ等）も一緒に写る様に撮影してください。



<工事後> 設置後手すりの全体を撮影してください。また、設置理由となるもの（扉、段差、トイレ等）も一緒に写る様に撮影してください。



イ 既存手すりの変更（高さ・太さ等）

<工事前> 現在設置されている手すりの高さや太さがわかるように、メジャーや定規等をあてて撮影してください。



<工事後> 設置後手すりの高さや太さがわかるように、メジャーや定規等をあてて撮影してください。



(2) 段差の解消

ア 敷居の撤去

<工事前> 敷居にメジャーをあてて両側から撮影してください。

前①



前②



<工事後> メジャーが0センチの状態、定規等を置いて傾きがない状態等、段差がなくなったとわかるように撮影してください。段差が残る場合、段差軽減箇所にもメジャーを当てて撮影してください。

後①



後②



イ 床のかさ上げ/かさ下げ

<工事前> 段差のある箇所（片側しか段差が無い場合は、片側のみで可）にメジャーをあてて撮影してください。また、かさ上げ/かさ下げする前の床全体の写真も別途撮影してください。

前①



前②



<工事後> 段差が無いとわかるように撮影してください。段差が残る場合、メジャーを当てて撮影してください。また、かさ上げ/かさ下げした後の床全体の写真も別途撮影してください。

後①



後②



ウ スロープ・踏み台の設置

<工事前> 段差のある箇所（片側しか段差が無い場合は、片側のみで可）にメジャーをあてて設置予定箇所の全体を撮影してください。また、段差が複数ある場合（階段、既設の踏み台等）は、それぞれの段差にメジャーをあてて別途撮影してください。

前



<工事後> スロープ・踏み台の全体を撮影してください。また、ビスや両面テープ等、固定方法がわかる写真も別途撮影してください。（屋外コンクリート製の場合は不要）

後①



後②



工 洋式便器の高さの変更

<工事前> 便器全体を撮影してください。また、フタを開け便座を閉じて、座った時の高さがわかる写真を別途撮影してください。※便器本体の高さが確認できるように、正面から撮影してください

前①



前②



<工事後> 便器全体を撮影してください。また、フタを開け便座を閉じて、座った時の高さがわかる写真を別途撮影してください。※便器本体の高さが確認できるように、正面から撮影してください

後①



後②



オ 浴槽の深さの変更

<工事前> 浴槽全体を撮影してください。また、浴槽の内側・外側の高さがわかる写真を別途撮影してください。※メジャーの接地部分が浴槽の淵等で隠れないように注意してください

前① 浴槽全体



前② 浴槽外側メジャー

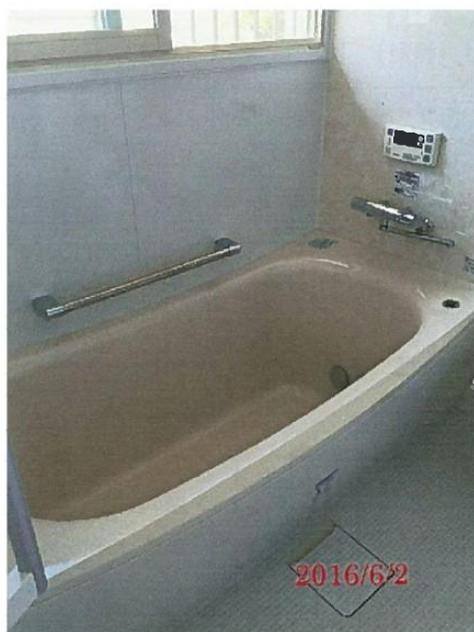


前③ 浴槽内側メジャー



<工事後> 浴槽全体を撮影してください。また、浴槽の内側・外側の高さがわかる写真を別途撮影してください。※メジャーの接地部分が浴槽の淵等で隠れないように注意してください

後① 浴槽全体



後② 浴槽外側メジャー



後③ 浴槽内側メジャー



(3) 床材の変更

ア 屋内の床材変更

<工事前> カーペット・家具・マットなどをどかして、床材全体が写る様に撮影してください。大きな家具があり事前申請の時に写真を用意できない場合は、工事直前に物をどかした時に撮影してください。

※撮影忘れにご注意ください

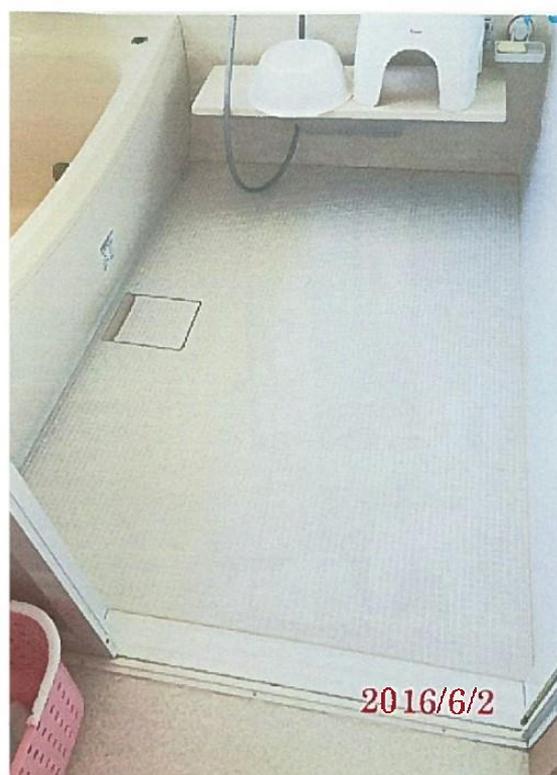
<工事後> カーペットや家具等を設置し直す前に、工事直後の床材全体が写る様に撮影してください。

※撮影忘れにご注意ください

前



後



イ 屋外の通路面変更

<工事前> 通路面全体が写る様に撮影してください。



<工事後> 通路面全体が写る様に撮影してください。なお、介護保険対象内の通路幅は2メートル以内のため、通路幅が確認できるようにメジャーをあてた写真も別途撮影してください。



(4) 扉の取替

ア 扉本体の取替

<工事前> 扉全体が写る様に撮影してください。(片面のみで可)



<工事後> 扉全体が写る様に撮影してください。(片面のみで可)



イ ドアノブの取替

<工事前> 表裏両面のノブを撮影してください。表裏それぞれ撮影しても、一枚にまとめて撮影しても問題ありません。



<工事後> 表裏両面のノブを撮影してください。表裏それぞれ撮影しても、一枚にまとめて撮影しても問題ありません。



(5) 便器の取替（和式→洋式）

<工事前> 和式便器の全体が写る様に撮影してください。



<工事後> 洋式便器の全体が写る様に撮影してください。



(6) その他（関連工事等）

(1)～(5)の工事の関連工事は、写真が必要な場合と不要な場合があります。ご不明な点は介護・総合相談支援課までお問い合わせください。

